

添付書類について(平成28年分所得のわかるもの)

所得を証明する書類は、市町村が発行する所得証明書(市町村民税課税証明書等)、市町村民税・県民税納税通知書のコピー、特別徴収税通知書(納税義務者用のコピー)、確定申告書の本人控え(税務署の受付印のあるものコピー)のいずれかを一つを添付して頂くことになります。(源泉徴収票は受付不可です)

世帯全員分(歯科医師国保加入者)の所得を証明する書類が必要です。
(所得を証明する書類を添付されない場合は、世帯合算で基礎控除後の所得が901万円超えの世帯として判定いたします)

世帯合算(歯科医師国保加入者のみ)で基礎控除後の平成28年分所得が901万円超えの場合は、添付書類は必要ありません。